

報告・協議 1

1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 5 月 12 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

## 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

### 1 生徒数の状況（令和 5 年 5 月 1 日時点）

（ ）内の数字は人数

状況		学校
		※下線は令和 4 年 8 月に「対応方針」を決定した学校
全校生徒数	80 人以上 [ 8 校]	佐伯(85)、大柿(103)、加計(105)、加計芸北(83)、瀬戸田(95)、豊田(96) 大崎海星(97)、賀茂北(90)
	80 人未満 [ 6 校]	<u>上下</u> (52)、 <u>東城</u> (74)、 <u>湯来南</u> (46)、西城紫水(60)、音戸(73)、向原(52)
	前年度から増加 [ 6 校]	<u>東城</u> (+8)、音戸(+12)、加計芸北(+4)、瀬戸田(+1)、豊田(+1)、大崎海星(+12)
	前年度から減少 [ 8 校]	<u>上下</u> (▲7)、 <u>湯来南</u> (▲5)、西城紫水(▲4)、佐伯(▲6)、大柿(▲9)、加計(▲1)、賀茂北(▲7)、向原(▲21)
新入学生徒数	前年度から増加 [10 校]	<u>上下</u> (+8)、 <u>東城</u> (+7)、 <u>湯来南</u> (+2)、西城紫水(+5)、音戸(+3)、加計(+1)、加計芸北(+16)、瀬戸田(+11)、豊田(+8)、大崎海星(+11)
	前年度と同数 [ 1 校]	賀茂北
	前年度から減少 [ 3 校]	佐伯(▲13)、大柿(▲3)、向原(▲6)

（参考）今後の学校の在り方に係る「対応方針」抜粋（令和 4 年 8 月 8 日教育委員会会議決定）

- こうした状況を踏まえ、協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで、令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上（令和 6 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。  
ただし、令和 5 年度の全校生徒数が一定数に達しない場合には、新入生徒数の状況等を踏まえ、令和 6 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

### 2 1 学年 1 学級規模校に対する対応

- (1) 全校生徒数が「対応方針」に定める「一定数」以上となった学校〔東城〕
  - 「対応方針」に基づき、引き続き、学校の活性化等に向けて取り組み、令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上（令和 6 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。
- (2) 全校生徒数が「対応方針」に定める「一定数」未満となった学校〔上下、湯来南〕
  - 「対応方針」に基づき、令和 6 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。
- (3) 全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満となった学校〔西城紫水〕
  - 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、学校活性化地域協議会への意見聴取を実施する。
  - 学校活性化地域協議会の意見も踏まえ、今後の学校の在り方を検討する。
- (4) 1 学年 1 学級規模校への支援
  - 学校の活性化・魅力化や全校生徒数の確保に向け、学校活性化地域協議会での意見・要望や、学校のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を行う。
  - 定期的に学校を訪問し、学校の活性化・魅力化に向けた進捗状況を確認するとともに、校長に対する指導助言や、学校の課題に応じた関係課職員の派遣など、必要な支援を行う。

# 1学年1学級規模の県立高等学校の全校生徒数

(単位:人)

学校名	区分	平成29年度 (5/1)	平成30年度 (5/1)	令和元年度 (5/1)	令和2年度 (5/1)	令和3年度 (5/1)	令和4年度 (5/1)	令和5年度 (5/1)
上下	全校生徒数	89	93	79	83	70	59	52
	1年	27	32	24	30	23	11	19
	2年	36	25	32	22	27	23	10
	3年	26	36	23	31	20	25	23
湯来南	全校生徒数	85	97	94	89	62	51	46
	1年	31	37	32	29	9	18	20
	2年	32	31	35	28	26	8	17
	3年	22	29	27	32	27	25	9
東城	全校生徒数	95	99	101	95	77	66	74
	1年	29	35	36	25	21	23	30
	2年	35	30	35	35	22	21	23
	3年	31	34	30	35	34	22	21
西城紫水	全校生徒数	81	82	98	87	81	64	60
	1年	43	37	32	31	27	19	23
	2年	14	34	34	29	30	22	17
	3年	24	11	32	27	24	23	20
音戸	全校生徒数	135	129	118	(90)	(61)	(61)	73
	1年	56	52	27	18	20	26	29
	2年	38	42	50	25	17	18	26
	3年	41	35	41	47	24	17	18
佐伯	全校生徒数	80	91	81	90	76	91	85
	1年	27	40	23	33	23	40	27
	2年	26	26	36	23	30	21	39
	3年	27	25	22	34	23	30	19
大柿	全校生徒数	77	73	92	98	111	112	103
	1年	33	25	40	38	38	39	36
	2年	20	29	25	36	38	36	33
	3年	24	19	27	24	35	37	34
加計	全校生徒数	106	102	100	109	106	106	105
	1年	31	34	40	40	30	39	40
	2年	40	28	32	38	39	28	38
	3年	35	40	28	31	37	39	27
加計・芸北分校	全校生徒数	95	98	104	101	93	79	83
	1年	39	31	41	35	24	24	41
	2年	34	35	30	37	34	22	21
	3年	22	32	33	29	35	33	21
瀬戸田	全校生徒数	60	60	78	98	103	94	95
	1年	15	31	38	39	33	27	37
	2年	16	15	25	37	37	32	26
	3年	29	14	15	22	33	35	32
豊田	全校生徒数	72	81	82	82	95	95	96
	1年	30	29	33	35	37	29	40
	2年	26	27	23	26	32	35	24
	3年	16	25	26	21	26	31	32
大崎海星	全校生徒数	88	101	102	91	89	85	97
	1年	39	36	37	25	38	25	36
	2年	30	36	33	36	22	38	24
	3年	19	29	32	30	29	22	37
賀茂北	全校生徒数	140	(96)	(90)	(87)	101	97	90
	1年	38	19	35	35	38	31	32
	2年	44	35	19	35	32	36	24
	3年	58	42	36	17	31	30	34
向原	全校生徒数	162	144	122	115	(86)	(73)	(52)
	1年	49	51	33	39	18	21	16
	2年	51	45	47	32	36	18	19
	3年	62	48	42	44	32	34	17

※ 向原高等学校は令和3年度から1学年1学級規模校となっている。

※ 学校活性化地域協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る3年間の全校生徒数を( )で記載している。

※ 学校活性化地域協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る3年間が経過した後、全校生徒数が80人未満となった場合、網掛け白文字としている。

## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方 (2) 取組の方向性

～略～

- 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校<sup>(注 19)</sup>については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間<sup>(注 20)</sup>、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数<sup>(注 21)</sup>が毎年度、収容定員<sup>(注 22)</sup>の 2/3（80 人）以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間に経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3（80 人）未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校<sup>(注 23)</sup>
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中中学園構想（仮称）」<sup>(注 24)</sup>への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～

### 【用語の解説】

#### (注 19) 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

平成 26 年度以降の募集定員が 1 学級の全日制高等学校とする。

#### (注 20) 3 年間

平成 26 年度の募集定員が 1 学級の学校については、協議会における活性化策の検討期間も含め、平成 28 年度末までの 3 年間とする。

平成 27 年度以降、募集定員が 1 学級となった学校については、募集定員が 1 学級となった年度から 3 年間とする。

#### (注 21) 全校生徒数

各年度 5 月 1 日現在の在籍生徒数とする。

#### (注 22) 収容定員

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、1 学級の生徒数は 40 人（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 6 条）で、1～3 学年の募集定員の計は 3 学級であることから、収容定員は 120 人となる。

#### (注 23) キャンパス校

近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

#### (注 24) 「中中学園構想（仮称）」

特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。